

第 444 回 東京地方最低賃金審議会 資料

(目 次)

資料 1	令和 6 年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況……………	1
資料 2	東京都鉄鋼業最低賃金改正決定申出書（抜粋） ……………	5
資料 3	東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金改正決定申出書（抜粋） ……………	11
資料 4	東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金改正決定申出書（抜粋） ……………	17
資料 5	東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金決定申出書（抜粋） ……	23
資料 6	東京都自動車小売業（新車）最低賃金決定申出書（抜粋） ……	29

令和6年度
特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

令和6年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

申出受理年月日	件名	協約・公正競争の別 改正・新設の別	申出者	A(注1)	B(注2)	A/B	労働協約上の最も低い賃金(円)
6.7.24	東京都鉄鋼業最低賃金 (平成24年東京労働局最低賃金公示第5号)	労働協約 改正	日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部 委員長 石田 尚史 産業別労働組合JAM東京千葉 執行委員長 和田 洋	3,049	6,780 (注3)	45.0%	1,270
6.7.24	東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第2号)	労働協約 改正	産業別労働組合JAM東京千葉 執行委員長 和田 洋 日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部 委員長 石田 尚史	5,863	7,335 (注4)	79.9%	1,206
6.7.24	東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第3号)	労働協約 改正	全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会 議長 二木 栄一 産業別労働組合JAM東京千葉 執行委員長 和田 洋 日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部 委員長 石田 尚史	8,647	24,376 (注5)	35.5%	1,177
6.7.24	東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	労働協約 新設	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 東京地方協議会 議長 太田 勝久 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM) 東京千葉 執行委員長 和田 洋	31,284	31,579 (注6)	99.1%	1,158
6.7.24	東京都自動車小売業(新車)	労働協約 新設	全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会 議長 二木 栄一	7,544	14,660 (注5)	51.5%	1,143

注1) Aは、申出者が代表する(基幹的)労働者数。

注2) Bは、適用される(基幹的)労働者数。資料出所は、「令和3年経済センサス-活動調査-」に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計。

注3) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注4) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注5) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注6) 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

(1) 契約期間の定めがなく雇用されている労働者

(2) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

(3) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ただし、次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、

組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

**東京都鉄鋼業最低賃金
改正決定申出書（抜粋）**

2024年 7月 24日

東京労働局長
富田 望 殿

東京都中央区新川 1-23-4
IS リバーサイドビル 2階
日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部
委員長 石田 尚史

東京都江東区亀戸 1丁目 10番 9号
産業別労働組合 JAM東京千葉
執行委員長 和田 洋

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都鉄鋼業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行う事に合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
東京都において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2人)
 - (2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (10人)
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (0人)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都 鉄鋼業



3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

東京都鉄鋼業において、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上について、最低賃金に関する労働協約が締結されていることから、同労働協約をもって法定最低賃金の改正（引き上げ）決定を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数	3,049人
東京都鉄鋼業の適用労働者数	6,780人
=概ね3分の1以上	

なお、労働協約上の最も低い最低賃金は以下のとおりである。

- ・月額 202,000円
- ・時間額 1,270円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1,113円

3. 添付書類

- ① 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2024年度鉄鋼業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2024年度鉄鋼業 申出書 労働協約の基礎データ

事業所名	組合名	該当労働者数	労働者数 (総数)	*①：18歳未満又は65歳以上の者			委任状	協約写	労働時間 資料報告	意思疎通 報告	*②：2年未満で技能習得中		*③：清掃・片付けの業務		労働日数 (月)	労働時間 (月)	労使 意思疎通 実施日
				*①	*②	*③					協約上最低賃金 月額	時間額	20歳(基幹的労働者) 月額	時間額			
1 JFEエスエル株式会社	JFEエスエル本社労働組合	1,148	1,148	0	0	0	○	○	○	○	220,000	1,395	232,890	1,477	21.80	157.70	6月17日
2 日本製鉄株式会社	日本製鉄本社労働組合	1,095	1,095	0	0	0	○	○	○	210,000	1,326	210,000	1,326	20.40	158.390	4月19日	
3 株式会社神戸製鋼所	神戸製鋼所労働組合東京支部	488	489	1	0	0	○	○	○	212,560	1,350	222,000	1,410	20.40	157.50		
4 三菱製鋼株式会社	三菱製鋼労働組合本社支部	139	140	1	0	0	○	○	○	202,000	1,270	216,000	1,358	20.10	159.00	6月21日	
5 日鉄建材株式会社	日鉄建材労働組合本社支部	179	189	0	10	0	○	○	○	207,000	1,321	207,000	1,321	20.44	156.67	6月27日	
	合計数	3,049	3,061	2	10	0					210,312	1,332	217,578	1,378	20.63	157.85	
	単純平均																

労働者数	3,061
除外対象者数	12
該当労働者合計数	3,049
令和6年度適用労働者数	6,780
率	45.0%

**東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業
最低賃金改正決定申出書（抜粋）**

2024年7月24日

東京労働局長
富田 望 殿

東京都江東区亀戸 [REDACTED]
産業別労働組合 J [REDACTED]
執行委員長 [REDACTED] 和田 [REDACTED]

東京都中央区新州1-23-4
I・Sリパミサイドビル2階
日本基幹産業労働組合連合会東京都本部
委員長 [REDACTED] 石田 尚史 [REDACTED]

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中のもの 99名
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 0名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

あわせて、上記1. の通り適用する労働者の範囲の改正を求める。



4. 申し出の理由

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が（基幹的労働者の）概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正（引き上げ）を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数 5, 863人
東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の適用労働者数 7, 335人
=概ね3分の1以上

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 1, 206円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1, 113円

6. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 申し出に関する合意書及び委任状
- ③ 東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2024年度はん用機械器具、生産用機械器具製造業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2024年度はん用機械 申し出書 労働協約の基礎データ

[東京都におけるはん用機械器具、生産機械器具製造業の事業所数と労働者の概数
 および このうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数]

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業

東京都におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者の概数		
産 業 名	事業所数	適用労働者数
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	590	7,335人

労働協約適用労働者数

事業所名	組合名	適用労働者数
株式会社 I H I	I H I 労働組合連合会東京支部	1,955人
住友重機械工業株式会社田無製造所	住友重機械労働組合田無地方本部	376人
住友重機械工業株式会社	住友重機械労働組合東京地方本部	858人
株式会社 I H I 建材工業	I H I 建材工業労働組合	103人
I H I 原動機株式会社	I H I 原動機労働組合本社支部	313人
I H I 運搬機械株式会社東京本社	I H I 運搬機械労働組合東京支部	675人
ダイキン工業株式会社	ダイキン工業労働組合東京支部	686人
日本精工株式会社	日本精工労働組合	897人
合 計		5,863人

2024年度はん用機械器具、生産用機械器具製造業における
法定最低賃金と改正申請組織実態との格差

今年度の改正申請組織実態額と現行法定産別最低賃金を比較した結果、以下の格差が明らかになりました。

現在のはん用機械器具製造業最低賃金額と改正申請労組（企業内協定済み）と実態額と単純、加重金額全てを比較しても格差が開いています。

労組名	時間額	現行最賃額	格差額
I H I 労働組合連合会東京支部	1, 206円	1, 113円	93円
住友重機械労働組合田無製造所	1, 237円		124円
住友重機械労働組合東京地方本部	1, 237円		124円
I H I 建材工業労働組合	1, 206円		93円
I H I 原動機労働組合本社支部	1, 206円		93円
I H I 運搬機械労働組合東京支部	1, 206円		93円
ダイキン工業労働組合東京支部	1, 374円		261円
日本精工労働組合	1, 267円		154円

**東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
船用機関製造業、航空機・同附属品製造業
最低賃金改正決定申出書（抜粋）**

令和6年7月24日

東京労働局長
富田 望 殿

東京都港区海岸1-4-26 ゆうらいふセンター
全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会
議長 二木 栄

東京都江東区亀戸1-10-9
産業別労働組合 JAM東京千葉
執行委員長 和田 洋

東京都中央区新川1-23-4 1・Sリバーサイドビル2階
日本基幹産業労働組合連合会 東京都本部
委員長 石田 尚史

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業



3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

あわせて、上記1. の通り適用する労働者の範囲の改正を求める。

4. 申出の理由

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が(基幹的労働者の)概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正(引き上げ)を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数 8,647人

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業の適用労働者数 24,376人 … 概ね3分の1以上

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 1,177円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1,113円

6. 添付書類

- ① 申し出に関する合意書及び委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2024年度東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2024年度東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業 申出書 労働協約の基礎データ

[合意する者の事業所別内訳]

1. 東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業名	事業所数	適用労働者数
東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	491	24,376人

1) -1労働協約適用労働者数

8,647人

	事業所名	組合名	労働者数	18歳未満 または65 歳以上 (内数)	1年未満 (内数)	1年以上 清掃 (内数)
1	川崎重工業株式会社	川崎重工労働組合 関東支部	395	0	0	0
2	三菱重工業株式会社	三菱重工グループ労働組合連合会 本社・横浜地区本部	1,412	10	0	0
3	株式会社三井E&S	三井E&S労働組合 本社支部	200	0	0	0
4	株式会社IHI瑞穂工場/昭島事業所	IHI労働組合連合会 武蔵支部	2,001	0	127	0
5	ボッシュ株式会社	ボッシュ労働組合	51	0	0	0
6	NOK株式会社	NOKグループユニオン	647	2	0	0
7	株式会社ジェイテクト	ジェイテクト労働組合 東京支部	373	0	0	0
8	本田技研工業株式会社	本田技研労働組合 本社全国支部	840	0	0	0
9	株式会社SUBARU	SUBARU労働組合 本社事務所 東京事業所	2,868	1	0	0
合計			8,787	13	127	0
適用労働者数			8,647			

1) - 2労働協約適用事業所の最低賃金額

	事業所名	月間所定労働		月額		日額		時間額	
		日数(d)	時間(h)	(円)		(円)		(円)	
1	川崎重工業(株)	20.000	160.00	193,000	協定	9,650		1,206	
2	三菱重工業(株)	19.917	159.30	198,600	協定	9,972		1,247	
3	(株)三井E&S	20.000	160.00	193,000	協定	9,650		1,206	
4	(株)IHI瑞穂工場/昭島事業所	20.000	160.00	193,000	協定	9,650	協定	1,206	協定
5	ボッシュ(株)	20.333	162.00	194,400	協定	9,561		1,200	協定
6	NOK(株)	20.333	162.67	195,000	協定	9,590		1,199	
7	(株)ジェイテクト	20.333	157.58	190,000	協定	9,344		1,206	
8	本田技研工業(株)	20.333	162.67	203,310	協定	10,015	協定	1,250	
9	(株)SUBARU	20.330	162.67	191,400	協定	9,415	協定	1,177	協定
単純平均		20.176	160.77	194,634		9,650		1,211	

注1) 各金額欄については協定金額（右欄に「協定」と記載）を優先して記載しているが、協定で定められていない金額については所定労働時間および日数から割り出した算出値を記載している。

注2) 月間所定労働時間および日数については、年間所定労働時間および日数から算出するため、実際には割り切れない数字となるが、上記表内では時間数が小数点第3位を、日数が小数点第4位を四捨五入した数値でそれぞれ記載した。

注3) 各金額の算出値（協定額以外）についてはエクセル自動計算による数値のため、上記表内の見たままの数値（四捨五入後の数値）を手計算した値とは乖離が生じている場合がある。

以上

**東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、
電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業
最低賃金決定申出書（抜粋）**

2024年7月24日

東京都千代田区1丁目3番1号
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
東京地方協議会
議長 太田 勝久

東京都江東区亀戸1丁目10番9号
産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM)東京千葉
執行委員長 和田 洋

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の決定を求める申出に合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出者を代表する基幹的労働者の範囲

東京都の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業(集積回路製造業又は光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業に限る。その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業及びこれらの産業において管理、補助的経営活動を行う事業所を除く。)、電気機械器具製造業(電気溶接機製造業、電球製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経営活動を行う事業所を除く。)、情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、交通信号保安装置製造業、その他の情報通信機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経営活動を行う事業所を除く。)を営む使用者に使用される労働者

適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

- (1) 契約期間の定めがなく雇用されている労働者
- 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され
- (2) 過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
- (3) 雇い入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ただし、次に掲げるものを除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ニ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

2. 最低賃金の決定を申し出る最低賃金の件名

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が2分の1を超えていることから、法定最低賃金の決定を求めるものである。



賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	31,284 人
東京都電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具の製造を営む 使用者に使用される労働者数	31,579 人

(最も低い)労働協約の金額	1,158円	/	時間額
現在適用されている法定最低賃金額	1,113円	/	時間額

5. 添付書類

- ① 申出に関する合意書及び委任状
- ② 労働協約の写し等
- ③ 東京都の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具の製造を営む事業所、組合、労働協約適用労働者数

以上



東京都電気機械器具、情報通信機械器具を営む事業所、組合、労働協約適用労働者数

	事業所名	組合名	適用労働者 (人)	月間 労働時間 (H)	最低賃金	
					月額 (円)	時間額 (円)
1	SMK株式会社	SMK労働組合東京支部	280	156.90	184,500	1,175
2	沖電気工業株式会社	沖電気工業労働組合芝浦支部	755	154.35	184,500	1,195
3	沖エンジニアリング株式会社	沖エンジニアリング労働組合	51	154.35	184,500	1,195
4	オムロン株式会社	オムロン労働組合東部支部	600	155.00	184,500	1,190
5	コニカミノルタ株式会社	コニカミノルタ労働組合関東支部	2,197	153.30	196,050	1,278
6	サクサ株式会社	サクサ労働組合	135	153.71	184,500	1,200
7	シャープ株式会社	シャープ労働組合東日本支部	990	153.70	187,000	1,216
8	シンフォニアテクノロジー株式会社	シンフォニアテクノロジー労働組合東京支部	267	153.71	184,500	1,200
9	太陽誘電株式会社	太陽誘電労働組合東京支部	91	157.67	187,000	1,186
10	太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	太陽誘電モバイルテクノロジー労働組合	683	156.30	187,000	1,196
11	株式会社東光高岳	東光高岳労働組合東京支部	215	155.00	184,500	1,190
12	株式会社東芝	東芝労働組合府中支部	2,100	154.40	184,500	1,194
13	東芝エルイーソリューション株式会社	東芝エルイーソリューション労働組合	48	154.40	184,500	1,194
14	東芝コンシューママーケティング株式会社	東芝コンシューママーケティング労働組合	58	154.40	184,500	1,194
15	東芝テック株式会社	東芝テック労働組合本社支部	573	154.40	184,500	1,194
16	東芝テックソリューションサービス株式会社	東芝テックソリューションサービス労働組合	477	159.30	186,500	1,170
17	東芝インフラシステムズ株式会社	東芝電機サービス労働組合	214	154.40	184,500	1,194
18	東芝テリー株式会社	東芝テリー労働組合	158	154.40	184,500	1,194
19	東芝ディーエムエス株式会社	東芝ディーエムエス労働組合	161	154.40	184,500	1,194
20	株式会社TMEIC	TMEIC労働組合本社支部	611	154.40	184,500	1,194
21	株式会社TMEIC	TMEIC労働組合府中支部	364	153.70	184,500	1,200
22	東洋電機製造株式会社	東洋電機労働組合本社支部	72	154.03	184,500	1,197
23	日本電気株式会社	日本電気労働組合府中支部	1,192	154.35	212,300	1,375
24	日本電気通信システム株式会社	日本電気通信システム労働組合	136	154.35	192,000	1,243
25	日本航空電子工業株式会社	日本航空電子工業労働組合	1,286	159.30	184,500	1,158
26	日本電波株式会社	日本電波労働組合	34	152.42	184,500	1,210
27	パイオニア株式会社	パイオニア労働組合本社広域支部	335	155.00	184,500	1,190
28	PHC株式会社	PHC労働組合首都圏広域支部	175	154.42	184,500	1,194
29	パナソニック株式会社	パナソニックアプライアンス労働組合コンシューママーケティング支部	310	153.70	184,500	1,200
30	パナソニック株式会社	パナソニックエレクトリックワークス労働組合	1,511	153.70	184,500	1,200
31	パナソニックコネクト株式会社	パナソニックコネクト労働組合GSOL支部	1,092	153.70	184,500	1,200
32	パナソニック産機システムズ株式会社	パナソニック産機システムズ労働組合	487	157.70	184,500	1,169
33	株式会社日立製作所	日立製作所労働組合研究所支部中央研究所分会	573	154.30	184,500	1,195
34	株式会社日立製作所	日立製作所労働組合ヘルスケア支部	201	154.30	184,500	1,195
35	株式会社日立国際電気	日立国際電気労働組合	911	155.00	184,500	1,190
36	日立グローバルソリューションズ株式会社	日立グローバルソリューションズ労働組合	1,859	154.30	184,500	1,195
37	株式会社日立産機システム	日立産機システム労働組合	680	154.30	184,500	1,195
38	株式会社日立プラントサービス	日立プラントサービス労働組合	403	154.30	184,500	1,195
39	株式会社日立プラントコンストラクション	日立プラントコンストラクション労働組合	780	154.38	184,500	1,195
40	富士電機株式会社	富士電機労働組合東京支部	2,258	154.35	184,500	1,195
41	富士電機テクニカ株式会社	富士電機テクニカ労働組合	220	154.35	184,500	1,195
42	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	三菱電機プラントエンジニアリング労働組合東日本支部	443	155.00	185,500	1,196
43	株式会社明電舎	明電舎労働組合広域支部	874	155.00	184,500	1,190
44	メタウォーター株式会社	メタウォーター労働組合本社支部	1,123	145.60	186,500	1,280
45	株式会社ニコン	ニコン労働組合	1,760	158.00	186,000	1,177
46	アズビル株式会社	アズビル労働組合	970	157.00	186,830	1,190
47	株式会社東京精密	東京精密労働組合	571	153.40	191,400	1,247

31,284

**東京都自動車小売業（新車）
最低賃金決定申出書（抜粋）**

令和6年7月24日

東京労働局長
富田 望 殿

東京都港区海岸1-4-26 ゆうらいふセンター
全日本自動車産業労働組合総連合会 東京地方協議会
議長 二木 栄一

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都自動車小売業(新車)の最低賃金の新設決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

東京都において、東京都自動車小売業(新車)を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

2. 新設の決定を申出る最低賃金の件名

東京都自動車小売業(新車) 産業コード:I5911

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の新設の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

あわせて、上記1. の通り適用する労働者の範囲の新設を求める。

4. 申出の理由

東京都自動車小売業(新車)において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が(基幹的労働者の)2分の1に達していることから法定最低賃金の改正(引き上げ)を求めるものである。



当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数 7,544人

東京都自動車小売業(新車)の適用労働者数 14,660人 …… 2分の1以上

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 1,143円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 1,113円

6. 添付書類

- ① 申し出に関する合意書及び委任状
- ② 労働協約の写し
- ③ 東京都小売業(新車)の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2024年度東京都小売業(新車)における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2024年度東京都小売業(新車) 申出書 労働協約の基礎データ

[合意する者の事業所別内訳]

1. 東京都自動車小売業(新車)の事業所数と労働者の概数

産業名	事業所数	適用労働者数
自動車小売業 (新車)	1,001	14,660 人

1) - 1労働協約適用労働者数 7,544 人

	事業所名	組合名	労働者数	18歳未満 または65 歳以上 (内数)	1年未満 (内数)	1年以上 清掃 (内数)
1	トヨタモビリティ東京(株)	トヨタモビリティ東京労働組合	5,084	0	0	5
2	(株)ホンダモビリティ南関東	ホンダ販売労働組合 ホンダモビリティ南関東支部	1,392	0	0	0
3	東京スバル(株)	全国スバル販売労働組合 東京スバル支部	652	0	0	0
4	いすゞ自動車首都圏(株)	いすゞ自動車首都圏労働組合	438	0	17	0
合計			7,566	0	17	5
適用労働者数			7,544			

1) - 2労働協約適用事業所の最低賃金額

	事業所名	月間所定労働		月額 (円)		日額 (円)		時間額 (円)	
		日数(d)	時間(h)						
1	トヨタモビリティ東京㈱	20.250	156.92	180,000	協定	8,889		1,143	協定
2	㈱ホンダモビリティ南関東	20.400	163.30	201,400	協定	9,873	協定	1,233	協定
3	東京スバル㈱	20.833	156.25	180,000	協定	8,640		1,152	
4	いすゞ自動車首都圏㈱	21.000	157.50	184,000	協定	8,761	協定	1,168	協定
単純平均		20.621	158.49	186,350		9,041		1,174	

注1) 各金額欄については協定金額（右欄に「協定」と記載）を優先して記載しているが、協定で定められていない金額については所定労働時間および日数から割り出した算出値を記載している。

注2) 月間所定労働時間および日数については、年間所定労働時間および日数から算出するため、実際には割り切れない数字となるが、上記表内では時間数が小数点第3位を、日数が小数点第4位を四捨五入した数値でそれぞれ記載した。

注3) 各金額の算出値（協定額以外）についてはエクセル自動計算による数値のため、上記表内の見たままの数値（四捨五入後の数値）を手計算した値とは乖離が生じている場合がある。

以上